

マイナンバー（個人番号）の記入・必要書類について

1. マイナンバー（個人番号）の記入が必要な方（①～③の方全員分）

①申請者（＝保護者）

※申請者（＝保護者）とは、受診者が加入する医療保険の「被保険者」のことです。
市町村国保、国民健康保険組合の場合は、受診者を扶養している方（収入の多い方）のことです。

②受診者（お子様）

③受診者の保険証と同じ記号・番号の保険証を持っている“被保険者”（ご家族の方）全員
（ただし、受診者の加入保険が国民健康保険、国民健康保険組合の場合のみ）

2. 申請時に提示が必要なもの（（1）（2）両方の提示が必要です。）

なお、郵送で申請する場合は、(1)(2)とも、申請者のもののコピーを提出いただきます。

(1) 番号確認に必要な書類（申請者のもののみ、いずれか1つ）

・個人番号カード ・個人番号通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し

(2) 身元確認に必要な書類（窓口到手続に来る人のもものみ、いずれか1つ）

(a) 本人の顔写真、氏名、生年月日又は住所が掲載されている官公署の発行した証、又はそれに類するもの

個人番号カード、運転免許証（経歴証明書でも可）、旅券（パスポート）、在留カード、住基カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、船員手帳、小型船舶操縦免許証、戦傷病者手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した職員証 等のうちいずれか1つ

(b) 上記(a)の提示が困難な場合

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当調書、特別児童扶養手当証書、官公署が交付した証 等のうちいずれか2つ

3. 「申請者」と「窓口に来る人」が異なる場合（上記に加え、委任状が必要）

(1) 個人番号提供についての委任状

（任意様式。参考様式はホームページに掲載しています。）

4. 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）により、小児慢性特定疾病医療費助成制度についても、以下の利用目的のため、マイナンバー（個人番号）の提出していただく必要があります。

マイナンバー（個人番号）を利用した申請（課税証明書等の書類を省略した申請）は、平成29年7月申請から（予定）始まりますが、事前に登録を行う必要があるため、マイナンバー（個人番号）の記入をお願いします。

利用目的
<ul style="list-style-type: none">・小児慢性特定疾病医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務・医療受給者証に関する事務・医療費支給認定の変更に関する事務・医療費支給認定の取消しに関する事務・児童福祉法第57条の4第2項の資料の提供等の求めに関する事務・申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

マイナンバー（個人番号）を提出いただく際には、“申請者の”番号確認と“提出者の”身元確認を行う必要がありますので、ご了承ください。その他の方のマイナンバー（個人番号）は、申請者において確認の上、提出してください。

不明点等ございましたら、事前にお電話でお問い合わせください。